

# 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部改正（案）

## 1 概要

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「条例規則」という。）では、土壤汚染対策法（以下「法」という。）と同様の「土壤の汚染状態の基準」を定めており、当該基準に適合しない場合は、汚染された土地として公表し、公害防止のために必要な指導をしています。

国では、中央環境審議会の答申を踏まえ、カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンについて、法の基準を強化する改正を行い、令和3年4月1日から施行することとしました。これを受け、条例規則等に定める土壤の汚染状態の基準についても、所要の改正を行います。

## 2 改正の内容

### (1) 条例規則の改正

#### ア 改正内容

土壤の汚染状態の基準に関し、カドミウム及びその化合物については土壤溶出量基準及び土壤含有量基準について、トリクロロエチレンについては土壤溶出量基準について、それぞれ強化する改正を行います。

(改正箇所)

#### 別表第12の2 土壤の汚染状態の基準

##### 1 土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準（土壤溶出量基準）

特定有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	「検液1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム以下」を「検液1リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム以下」に改める。
トリクロロエチレン	「検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下」を「検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下」に改める。

##### 2 土壤に含まれる特定有害物質の量に関する基準（土壤含有量基準）

特定有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	「土壤1キログラムにつきカドミウム150ミリグラム以下」を「土壤1キログラムにつきカドミウム45ミリグラム以下」に改める。

#### イ 改正理由

国は、地下水等の摂取に係る健康影響を防止する観点等から土壤環境基準を定めており、法の土壤溶出量基準にも同じ値が設定されています。また、法の土壤含有量基準は、土壤の直接摂取を考慮してリスク評価された結果に基づき設定されているものです。

このたびの国による基準値の強化は、これらの考え方の下、新たな科学的知見等に基づき検討された結果に基づく改正であり、条例規則において人への健康影響

を配慮し設定する基準値としても適当であると考えられます。  
よって、県の基準を、国の基準と同じ値とする改正をします。

(2) 「特定有害物質又はダイオキシン類による土壌の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針\*」の改正 (※条例第 58 条の 6 により知事が定める指針)

ア 改正内容

指針別表中、カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンに係る第二溶出量基準及び地下水基準について、それぞれ強化する改正を行います。

(改正箇所)

別表 第二溶出量基準及び地下水基準

特定有害物質の種類	第二溶出量基準 (mg/L)	地下水基準 (mg/L)
カドミウム及びその化合物	「0.3 以下」を「0.09 以下」に改める。	「0.01 以下」を「0.003 以下」に改める。
トリクロロエチレン	「0.3 以下」を「0.1 以下」に改める。	「0.03 以下」を「0.01 以下」に改める。

イ 改正理由

法の第二溶出量基準は、基準不適合土壌の汚染の除去等の措置の種類を選定する際に使用する基準であり、カドミウム及びその化合物については、法の土壌溶出量基準の 30 倍、トリクロロエチレンについては同基準の 10 倍の値が設定されています。

また、法の地下水基準は、地下水の飲用による人の健康被害を防止する観点から定められており、土壌溶出量基準と同じ値が設定されています。

国は、これらを設定した背景を踏まえて検討し、これまでの考え方と同様に、それぞれの値を改正しました。

県の土壌汚染対策の実施に当たっては、法制度と整合を図る必要があることから、県の基準を、国の基準と同じ値とする改正を行います。

### 3 施行日

令和 3 年 4 月 1 日